⑵　個別の規定

イ　3⑴の規定による表示には、次の㈠から㈤に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ㈠から㈤に定める事項を含むこと。

㈠　別表第一第一号から第七号までの液化石油ガス器具等　届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称

㈡　別表第一第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等　届出事業者の氏名又は名称

㈢　別表第一第五号の液化石油ガス器具等　使用すべきふろがまの型式

㈣　別表第一第十号及び第十三号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの　原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告

ロ　3⑵イ㈠又は㈡の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称（別表第一第十三号の液化石油ガス器具等であつて、開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のものにあつては、略称又は記号）又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）を用いることができる。

ハ　3⑵イ㈢の規定により表示すべきふろがまの型式は、経済産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふろがまの表示を当該ふろバーナーに添付する書面に記載することができる。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二十二号ロ中「別表第三の技術上の基準に適合する」を「別表第一第十四号に規定する」に改め、「液化石油ガス用ガス漏れ警報器」の下に「（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）」を加え、同号ハ中「別表第三に掲げる対震遮断器」を「別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）」に改める。

第四十四条第二号イ⑿㈡中「別表第三の技術上の基準に適合する」を「別表第一第十四号に規定する」に改め、「液化石油ガス用ガス漏れ警報器」の下に「（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）」を加え、同号イ⑿㈢中「別表第三に掲げる対震遮断器」を「別表第一第十六号に規定する液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十二日　　経済産業大臣　林　幹雄

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

第十一条中「のガス用品の区分の欄に掲げる区分」とにそれぞれ同表の技術上の基準の欄」を削る。

第十三条中「ガス用品の区分」とにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる」を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第３（第11条、第13条関係）

1　一般要求事項

⑴　安全原則

イ　ガス用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。

ロ　ガス用品は、当該ガス用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。

⑵　安全機能を有する設計等

イ　ガス用品は、1⑴の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。

ロ　ガス用品は、1⑵イの規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該ガス用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該ガス用品又はこれに附属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。

⑶　供用期間中における安全機能の維持

ガス用品は、当該ガス用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。

⑷　使用者及び使用場所を考慮した安全設計

ガス用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。

⑸　耐熱性等を有する部品及び材料の使用

ガス用品には、当該ガス用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、耐食性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。

2　危険源に対する保護

⑴　火災の危険源からの保護

ガス用品には、発火又は発熱によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。

⑵　火傷の防止

ガス用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。

⑶　ガス用品自体又は外部から加わる作用によつて生じる機械的な動作を原因とする危害の防止

イ　ガス用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。

ロ　ガス用品には、通常起こり得る外部からの作用により生じる危険源によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。